

TPP 協定第 25 章 規制の整合性

第 25・2 条 一般規定

2 (d) 規制措置の策定において利害関係者の意見を考慮する。

第 25・3 条 対象規制措置の範囲

各締約国は、速やかに、自国の対象規制措置の範囲を決定する。各締約国は、当該対象規制措置の範囲を決定するに当たり、相当な範囲を対象とすることを目標とする。

第 25・6 条 規制の整合性に関する小委員会

3 規制整合性小委員会は、従来の優先事項を特定するに当たり、この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関の活動を考慮するものとし、活動の重複を避けるため当該補助機関と調整するものとする。

第 25・8 条 利害関係者の関与

規制整合性小委員会は、締約国の利害関係者の規制の整合性の推進に関連する事項についての意見を提供する継続的な機会を与えるために適当な仕組みを設ける。